

廃棄物対策審議会議事録

会議名	令和5年度第2回流山市廃棄物対策審議会
日時	令和5年7月18日(火) 13時30分～15時
場所	クリーンセンター リサイクルプラザ・プラザ館2階 研修室3
出席委員	稲葉委員、高橋委員、小野委員、小西委員、佐藤委員、中村委員、羽田野委員、恵良委員、須賀委員、鈴木委員、山下委員、飯野委員、橋本委員
欠席委員	なし
会長	稲葉委員
事務局	伊原環境部長、金子所長、石田副所長、平野副所長、富樫副所長、横井管理計画係長、千葉収集・リサイクル係長、岡本森のまちエコセンター係長、小山内主任主事、加瀬主事、片浦会計年度任用職員
傍聴人	なし
議題	1 事業系ごみの出し方の見直しについて 2 その他
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第及び配付資料一覧 ・委員名簿 ・席次表 ・資料1 事業系廃棄物処理ガイドブック(案)の作成について ・資料2 事業系廃棄物処理ガイドブック(案) ・参考資料 事業系ごみの出し方パンフレット(現行版)
議事要旨	別紙のとおり

議事要旨

<ul style="list-style-type: none"> ・開会（13時30分） ・議題 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業系ごみの出し方の見直しについて 2 その他 ・閉会（15時） 	
平野副所長	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和5年度「第2回流山市廃棄物対策審議会」を開会いたします。</p> <p>司会進行を務めさせていただきます、クリーンセンター副所長の平野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は会議傍聴の申し入れはございません。</p> <p>それでは、稲葉会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
稲葉会長	～挨拶～
平野副所長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本日の資料について確認させていただきます。</p> <p>～配布資料確認～</p> <p>それでは、ここからの進行は稲葉会長をお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
稲葉会長	<p>本日の出席委員は13名です。</p> <p>したがって、「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「事業系ごみの出し方の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。</p>
千葉係長	～資料1、2及び参考資料により説明～
稲葉会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、何かご意見等ございますでしょうか。</p>
小西委員	<p>前回の審議会（R5.5.24開催）の資料では、燃やすごみの搬入制限が200kgと見た記憶があるのですが、2tに戻っているのはなぜですか。</p>
千葉係長	<p>お手元に配布している参考資料は現行のもの、つまり変更前の資料になります。令和6年4月以降は、ガイドブック（案）に記載のと通りの区分になります。</p>
小西委員	<p>ガイドブック（案）6ページの「市の処理施設に搬入できる廃棄物の出し方」について、5つに分類されていて、これは市の基準だということでしたが、の野田、柏、松戸、我孫子などの近隣市町村では同じ区分けの仕方をしているのでしょうか。</p>
金子所長	<p>例えば柏市と流山市を比較すると似ているところもあれば違うところもあります。違いが一番大きいところが、分別基準の長さや太さのところですね。これらは処理施設の処理能力によって変わってくるものなので、流山市独自の寸法を設定しています。東葛飾地域、その他県内市町村それぞれ比較しましても</p>

	処理方式が異なるため、分別区分や寸法が異なります。
鈴木委員	<p>ガイドブック（案）6 ページの分別区分についてですが、⑤剪定枝等は森のまちエコセンターに搬入することになります。それ以外の①～④（燃やすごみ、可燃性粗大ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチック）は一緒にクリーンセンターに持ち込むことはできますか。</p> <p>また、ペットボトルと容器包装プラスチックは1日各1袋450相当となっておりますが、現状、ペットボトルを搬入している事業者はいますか。</p> <p>「いろはす」のペットボトルラベルの仕様が良いと思うので、このようなペットボトルを普及するよう国に対して要望した方が良いと思います。</p>
千葉係長	<p>①～④を一緒に持ってきていただいてもよいのですが、燃やすごみとそれ以外のごみは下ろす場所が異なりますので、分別した状態で搬入していただく必要があります。ラベルが発生しないペットボトルを販売する業者が増えればと思うのですが、そのようなことを市から要望するのは現時点では難しいと思います。</p>
鈴木委員	<p>市にペットボトルを搬入する際、キャップとラベルを外す手間を考えると、家庭ごみに出される可能性があると思います。また、前回議論しましたが、ペットボトルをつぶさないで入れる、つぶして入れるのでは、1袋に入る量が違ってくると思います。現状では4501袋以上のペットボトルを搬入している業者はいますか。</p>
金子所長	<p>現在の事業系ごみの分別区分においてペットボトルはないため、ペットボトルのみで持ってこられることはないです。ペットボトルは産廃扱いとなるので、市に搬入はすることはできません。現状、搬入されているとすれば、燃やさないごみの中にいくつか混入しているものです。もし、ペットボトルのみを持ち込みしたことが判明した場合、受入を拒否しています。</p> <p>ペットボトルは産廃ですので事業者の皆様が一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することはできませんが、廃棄物処理法に基づき「事業者の自らの責任において処理・処分」をするという意味合いで、令和6年4月から自己搬入であれば受入を可能とし、450相当1袋までという形を取ります。</p> <p>それと、ペットボトルのラベルについてですが、これまで容器包装リサイクル協会や環境省に要望という形でお話はしていますが、ペットボトルはメーカーが製造しているものになりますので、市からメーカーに対してまで要望することはできません。</p>
鈴木委員	<p>使用したペットボトルの水平リサイクルが進めば、ラベルとキャップを外さなくも良いと思うのですが。</p>
横井係長	<p>市に搬入されたペットボトルについては、ラベルやキャップがついておらず中が汚れていないボトルであれば、手選別を行った上で、飲料メーカーと提携している再資源化事業者へ引き渡し、水平リサイクルしています。水平リサイクルするに当たり、ラベルやキャップはPET素材でないため、不純物となりますので、ペットボトルから外した状態で引き渡さなければなりません。最近はラベルレスのペットボトルが増えてきてはいますが、排出する時点でラベルやキャップを外し適正な分別をしていただく必要があるため、これをいかに皆様にごわかっていただけるように広報するかがペットボトルの資源化率向上に向けての課題であると考えています。</p>

羽田野委員	<p>資料1の目的に、パンフレットに代わる資料として「事業系廃棄物処理ガイドブック」を作成するとの記載がありますが、通常、パンフレットのようなわかりやすくまとめたものと、ガイドブックもしくは説明書のような細かく説明を記載した2つの資料があると思います。資料2のガイドブック（案）は全19ページによく整理され、わかりやすくまとまっていると感じます。従来のパンフレットに欠陥がありわかりにくかったため、ガイドブック（案）の作成に至ったのだと思います。従来のパンフレットは字と表がつまみついて非常にわかりにくいものですが、このガイドブック（案）は整理されていてわかりやすいです。しかし、パンフレット的なものは必要ではないかと思います。資料1の目的では、パンフレットに代えてガイドブック（案）を作成した、とありますが、「パンフレットに代えて」ではなく、「ガイドブック（案）を作成した」とするのが正しいと思います。</p> <p>2点目ですが、前回の審議会は諸事情により出席できなかったため議事録を確認したところ、燃やすごみの搬入制限を2,000kgから200kgに変更した理由については、市内のほとんどの事業者が200kgを超えていなかったことが挙げられていましたが、じゃあ2,000kg以上など極端に排出量が多い事業者に対して手を打てばいいのではないのか、というように思われてしまうので、この回答としては不十分だと思います。今後、事業者向けの説明会で搬入基準を変更した理由について問われると思いますが、どう説明されますか。前回議事録の質疑応答での回答では事業者は納得しないと思います。</p> <p>質問をまとめると、ガイドブック（案）に対してコンパクトにまとめた、事業者に対して重点的に訴求できる1ページくらいのパンフレットが必要ではないかということが1点目、2点目として、燃やすごみの搬入基準の変更理由が不十分な点についてです。</p>
千葉係長	<p>事業系廃棄物に関する変更点をわかりやすくした資料については、新旧表にするか、パンフレット的なものにするか、どのような形式で作成をするか検討が必要ですが、ガイドブックとは別でここが変更されてここがポイントだということがわかる資料は作成する予定です。</p>
稲葉会長	<p>新旧対照表のことをおっしゃったと思いますが、羽田野委員がおっしゃった、前回のパンフレットはわかりづらかったが、今回、ガイドブック（案）を作成していただいたことにより、情報が体系的に記載されとてもわかりやすいのですが、ボリュームが多いため、1枚ほどに要点をまとめた資料を作ってはどうかという質問についてはどうですか。</p>
千葉係長	<p>今後、説明会等を実施していくにあたり、ガイドブックを主に使用して説明をしますが、それ以外の資料についても要点をまとめたものなど必要な資料の作成は検討します。少なくとも、先ほど新旧対照表と言いましたが、それをそのまま出すのではなく、説明会において事業者のポイントを説明するような資料は必要であると思います。</p> <p>燃やすごみの搬入制限が「2,000kgから200kg」に変更となった理由についてもわかるように資料を作成します。</p>
横井係長	<p>補足になるのですが、羽田野委員のご質問は、事業者がガイドブックを渡されても必要とする情報を読んでもらえるのかがわからない懸念がある、ということかと思います。今後、事業者向けの説明会を実施する予定ですが、その時</p>

	<p>点において全ての方に周知するのは難しい部分があると思います。</p> <p>更に周知をする方法として、既に登録し搬入している事業者に対して、自己搬入に関する変更点をまとめたチラシのようなものを配布する方法があると思います。また、許可業者に搬入を依頼していて自己搬入しない事業者に対しては、許可業者経由で、許可業者に頼む場合の変更点が出るチラシを配布するといった方法もあると思います。配る相手に応じてそれぞれに対応した内容により周知を行うとより良いと思いますし、表面と裏面でそれぞれの内容が書かれていて1枚に収める、という方法も考えられます。これについては、どのような形が良いのか、事務局で検討させていただけたらと思います。</p>
稲葉会長	<p>検討をよろしくお願いします。</p> <p>2点目のご質問についても、うまく説明できる資料を用意いただけるということになりますよね。</p>
千葉係長	用意いたします。
小野委員	ペットボトルや容器包装プラスチックは、1日450相当各1袋の搬入制限がありますが、規定の範囲内であれば毎日搬入しても大丈夫ですか。
千葉係長	1日1袋ですので、1袋ずつ毎日搬入して大丈夫です。
小野委員	ガイドブック（案）13ページの(5)無許可で収集運搬された家庭廃棄物についてですが、実家の遺品整理をした際に大量にごみが出てとても大変でした。便利屋に依頼したら法律違反になってしまうと思うのですが、遺品整理等大量に出たごみを処理するにはどのようにしたらよろしいですか。
千葉係長	<p>家庭で出た大量のごみについては、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼していただけたらと思います。また、ご遺族の方が業者を介さずに直接搬入していただくことも可能ですが、量が多い場合には、受入の都合上調整を要しますので、一度ご連絡いただきますようお願いします。</p> <p>ご遺族の方自ら搬入していただくか許可業者に依頼するかのいずれかになると思います。</p>
小野委員	個人で一度に大量に持ち込む場合には、事前にクリーンセンターへの連絡が必要ということでしょうか。
千葉係長	<p>そのとおりです。</p> <p>また、遺品整理とはいえ、燃やすごみ・燃やさないごみ等の分別が必要となりますので、その点の案内も踏まえ、一度ご連絡いただきますようお願いします。</p>
石田副所長	補足になりますが、市内の方であれば分別区分を理解している方が多いのですが、最近では、お子さんなど、市外に住んでいる方が市内の方に代わって搬入しにくることが多いです。その場合、分別の仕方がわからない場合があります。一般家庭から出たごみについて制限はないのですが、ストックヤードの都合がありますので、事前にご連絡いただいた際には、おおよそのごみの量を伺っており、例えば大きい家でタンス等大型家具が多数搬入される場合、事前に調整が必要となる場合があります。現場に確認の上で搬入方法を説明させていただくことがあります。
飯野委員	このガイドブックはとても良いと思います。目次もありますので、全部を読まなくても必要箇所だけ読むこともできるので良いと思います。また、ガイドブックを事業者に渡す際に、大きな変更点の説明さえしていただければ、

	<p>読まなくても理解できる方もいると思うので、別でパンフレットの的なものは作らなくても良いのではないかと思います。</p> <p>大きな変更点についてですが、ガイドブック（案）p11の「紙ごみの削減」とおっしゃっていたと気がしたのですが、これが大きく変わった点なのでしょうか。また、その他大きな変更点があれば教えてください。</p>
千葉係長	<p>羽田野委員からの質問にお答えしたとおり、今後様々な方々に説明していくに当たって、必要に応じて資料の作成を検討していきたいと思います。</p> <p>紙ごみの削減も含め、このガイドブックでポイントとなる所がいくつかありますので、わかりやすくピックアップできるような形で周知と説明をしていきたいと思います。</p>
飯野委員	<p>ガイドブック（案）11ページにリサイクルできない紙として「紙コップ」と「紙皿」と記載があるのですが、なぜリサイクルできないのですか。</p>
石田副所長	<p>コーティング加工や食品の付着により、資源化に適していないためです。</p>
飯野委員	<p>軽く洗ってもリサイクルできませんか。</p>
石田副所長	<p>コーティング加工がされているとリサイクルできません。紙の場合では、藁半紙は資源化できますが、光沢のあるチラシはリサイクルできない場合があるのと同様です。</p>
羽田野委員	<p>事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼している場合ですが、許可業者は家庭ごみも集めている業者でもあると思います。一般家庭は市の指定ごみ袋を使用しますが、許可業者に依頼する際は「透明または半透明で中身が確認できる袋」を使用することになりますが、家庭ごみは指定ごみ袋、事業系ごみは透明または半透明な袋を使用するという点に違和感があります。このことについてはどうお考えですか。</p> <p>また、一般家庭のごみと事業系ごみ、それぞれ収集している車両の区別はできるのでしょうか。</p>
石田副所長	<p>燃やすごみと容器包装プラスチックに指定の袋がありますが、市民の方がクリーンセンターに直接搬入する際、指定ごみ袋を使用する必要はなく、透明または半透明の袋の使用が可能です。指定ごみ袋はごみ集積所に出す時のみ使用することとなっています。また、市民の方が許可業者に依頼する際も指定ごみ袋を使用する必要はございません。</p>
金子所長	<p>車両の区別についてですが、一般家庭から集積所に出されたごみを収集している委託業者の車両は「緑色」、事業系一般廃棄物を収集している許可業者の車両は「水色」と決まっていますので、区別はされています。</p>
高橋委員	<p>この議論は事業系ごみを減らすために始まったと思うのですが、ガイドブック（案）冒頭の「はじめに」の第2節目の表現があっさりしているので、「近年、事業系ごみの増加が見られるので、それを抑えるために、極力資源化できるものについては資源化してください」というようなニュアンスでもう少し強めに言った方が良いと思います。</p> <p>飯野委員から質問がありました、ガイドブック（案）における大きな変更点についてですが、このままでは従来の基準と比較しどこが変わったのか分からないので、変わったところを網掛けや太字にし、わかりやすくしていただけたら良いと思います。</p> <p>それと、少量であれば家庭ごみと併せて処理をすることが可能とすること</p>

	<p>で、事業系ごみの排出量そのものは減ることになるのですか。例えば、ペットボトル工場で製作された不良品のペットボトルは事業系ごみになると思います。従業員が食事などで消費したペットボトルについても事業系ごみになるのかと思いますが、性質的には一般の家庭ごみと何ら変わらないとは思いますが。「少量であれば」というニュアンスの中で、市として考慮してあげるためにこのペットボトルなどの項目を作ったのか、理由について教えていただければありがたいです。</p>
金子所長	<p>ガイドブック（案）5 ページの白い星印の事業系一般廃棄物と黒い星印の産業廃棄物で線を切るというのも一つの方法でありました。ガイドブックを作ることにより、どれだけの効果があるのかということも質問にあったと思いますが、参考資料にある現在のごみの分別区分において、燃やさないごみと不燃性粗大ごみは「原則として、商店・事務所等から排出される少量のもので、市が処理する家庭系ごみと同質のもの」であれば受入できる状況となっています。例えば、ペットボトルやプラスチックが燃やさないごみに入ってしまった場合、本来は産業廃棄物扱いになるはずですが、分別区分だけをみると、搬入できてしまう状況となっています。今回、基準の見直しを行うことにより法に厳格に対応できて、かつ、この施設で処理可能なものを受け入れることになるため、効果としては大きなものになると思います。また、見直しの一つとして、市役所も事業者扱いとすることで、市職員が自宅から持ってきた飲料水のペットボトルを、市役所のごみ箱に捨てたものについては、市役所が産業廃棄物として処理しなければならないこととなります。同じ市役所の組織だからといって、クリーンセンターに持ち込むことはできないこととなります。</p> <p>これらのことから、実際に施行してからでないと、どのくらいごみの搬入量が減るのかわからない点ではありますが、効果としては大きいと思います。</p> <p>また、搬入量の減少に伴い、リサイクル館及び焼却施設の延命化に資する効果もあると思います。</p>
高橋委員	<p>今の回答で思ったところがあるのですが、ガイドブック（案）5 ページの白い星印と黒い星印の間に「できる限りリサイクルすることにより、ごみの減少が図られますので、御協力ください」といったことを記載してはいかがでしょうか。</p>
金子所長	<p>検討します。</p>
千葉係長	<p>補足ですが、ペットボトルと容器包装プラスチックを残した理由についてですが、ごみ減量化はもとより、リサイクルできる可能性のある品目なので、少量かつ持ち込みであれば受入を認めるものとしています。</p>
金子所長	<p>ペットボトルと容器包装プラスチックについては、内部で相当議論を行い、資源化できるルートがあるので一定量は受入しても良いだろう、ということで最終的にこのような形となりました。</p>
稲葉会長	<p>ペットボトルと容器包装プラスチック類を受け入れている自治体は結構あります。中小規模の事業者を支援するという形で、実施している自治体が多い現状です。</p>
羽田野委員	<p>ガイドブック（案）2 ページの「事業系廃棄物とは」で、事業活動に学校が含まれていますが、市が管理している学校や公園から出るごみがあると思うのですが、私はシルバー人材センターで総合運動公園のごみ清掃を週に1回行っ</p>

	<p>ているのですが、相当な量が出ています。その場で燃やすごみ等分別を行い、ある程度溜まってから持って行っていただいているのですが、市が管理している施設から出るごみについては、特定の業者で処理されているのか、それとも直接クリーンセンターに搬入されているのか、実態を教えてくださいたいのですが。</p>
金子所長	<p>現状、参考資料にある現在の分別区分に沿って搬入しているところがありますが、今後、公園や学校などの市が管理している施設についても、廃棄物処理法に基づき、燃やすごみ・資源物以外のごみについては産業廃棄物として、施設所管課が業者へ委託し、処理するようになります。今後、施設所管課に対し、処理方法等に係る説明会を開催する予定です。併せて、処理委託に係る費用を施設所管課で予算計上をしていただくこととなります。また、ガイドブック（案）5 ページに記載のある白い星印の項目は、4 月以降もクリーンセンターに搬入されることとなりますが、以前とは異なり、搬入量の制限が課されることとなります。</p>
羽田野委員	<p>ガイドブック（案）15 ページの下から 3 行目「ア ごみ（イ）事業系ごみ」となっていますが、参考資料では「アごみ（イ）事業系ごみ」とあり、ブランクの位置が違っていると思うので、御確認いただきたいと思います。</p> <p>もう 1 つ、前回スケジュールの説明がありましたが、審議会は次回の 3 回目で終了になると思います。そこで審議会での意見をまとめた資料が出来上がり、その資料をベースに事業者への説明会が行われると思うのですが、説明会で挙げた意見等により資料を修正した場合、修正点等についてメールなどでフィードバックしていただきたいのですが。</p>
金子所長	<p>ガイドブック（案）15 ページの箇所については、確認いたします。</p> <p>資料に修正が生じ、委員の皆様には説明が必要な場合は、改めてご連絡いたします。</p>
稲葉会長	<p>ペットボトルはつぶさないで 450 相当の袋に入れることとなっており、ガイドブック（案）6 ページのとおり注釈をいただきましたが、その箇所について強調しないと事業者が気付かずにつぶして袋に入れてしまうかもしれないので、「キャップ、ラベルを外し、軽くすすいでつぶさずに」という部分は表現を強調しても良いと思いました。</p> <p>他の委員の方からご提案があったことと併せて、ご検討いただければと思います。</p>
稲葉会長	<p>他にご意見がないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>それでは、議題（2）その他について、事務局からお願いします。</p>
平野副所長	<p>次回の審議会についてですが、委員の皆様には引き続き、事業系ごみの出し方の見直しについてご審議いただきたく考えております。具体的には、本日までに皆様から頂いたご意見を踏まえた答申案についてご審議いただく予定です。8 月中の開催を予定しておりまして、日程調整につきましては、追って事務局からメール等でご連絡させていただきますので、ご確認の程よろしく願いいたします。</p>
稲葉会長	<p>本日の議事は以上となりますが、委員の皆様から、何かございますか。</p> <p>ないようでしたら、本日の議事は終了とさせていただきます、進行を事務局にお返しします。</p>

平野副所長	<p>皆様、お疲れ様でした。</p> <p>以上をもちまして、令和5年度「第2回流山市廃棄物対策審議会」を閉会いたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
-------	--